

核兵器禁止条約の意義と課題

黒 澤 満

The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: Significance and Challenges

Mitsuru Kurosawa

抄 録

核兵器禁止条約が国連会議において2017年7月に採択され、核軍縮の分野における新たな進展が見られた。これは伝統的な核軍縮交渉によるものではなく、非核兵器国を中心に核兵器の禁止を定めるもので、長期的に核兵器に悪の烙印を押しことにより核廃絶を進めようとするものである。本稿では、条約の背景および交渉過程をまず検討し、中心的には条約の内容を詳細に分析し、条約に対する反対意見を紹介し、条約の意義を明らかにするとともに、今後の課題についても考察する。

キーワード：核兵器禁止条約、核不拡散条約、人道的アプローチ、核兵器への悪の烙印
(2017年9月26日受理)

Abstract

The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons was adopted at the United Nations Conference in July 2017. This is new development in nuclear disarmament. The Treaty was not made through a traditional way including nuclear-weapon states, but it was initiated by non-nuclear-weapon states to achieve nuclear disarmament by stigmatizing nuclear weapons. The paper examines the background and negotiating process, survey the contents of the Treaty precisely, introduce opposing opinions, emphasize the significance of this Treaty, and consider future challenges.

Keywords: Nuclear Prohibition Treaty, Nuclear Non-Proliferation Treaty, humanitarian approach, stigmatization of nuclear weapons

(Received September 26, 2017)

はじめに

2017年7月7日に、国連会議において核兵器禁止条約(Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons)が、賛成122、反対1、棄権1で採択された。この条約は、当初は国際NGOが主張していたものであり、それに賛同する非核兵器国を中心に国際社会の多数が支持するものとなり、国連総会での活動を通じて、条約交渉が開始され採択されたものである。本稿では、この条約の背景、交渉過程をまず検討し、中心的には条約の内容を詳細に分析し、条約に対する反対意見も紹介し、条約の意義を明らかにするとともに、今後の課題について考察する。

1 核兵器禁止条約の背景

核兵器禁止条約への交渉から成立へと至った背景にはさまざまな要素が考えられるが、特に重要なのは、1つは核軍縮への人道的アプローチの採用であり、もう1つは核軍縮の停滞という現実である。またこの条約へのアイデアは国際NGOのイニシアティブによるものであり、主要な非核兵器国と国際NGOの協働作業としての側面を備えている。

1.1 核軍縮への人道的アプローチ

核軍縮を進めるための伝統的なアプローチは、国家の軍事的な安全保障をどのように強化するかという観点から行うものであったが、2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議でスイスの外務大臣が、核兵器は役に立たず、不道德であり、違法であると述べ、「核戦争は人類の生存そのものへの共通の脅威であるので、核兵器の使用の正当性に関する議論が開始されるべきであり、軍事のおよび法的考慮に付け加えて人道的な側面が核軍縮に関する現在の議論の中心に置かれるべきである」と演説し¹、それに多くの非核兵器国が賛同したことにより開始された。2012年5月のNPT再検討会議準備委員会で、スイスを中心とする16カ国が「核軍縮の人道的次元に関する共同声明²」を発表し、「最も重要なことは、核兵器がいかなる状況においても決して再び使用されないことであり、これを保証する唯一の方法は、核兵器の全面的で不可逆的で検証可能な廃絶である。すべての国は、核兵器を非合法化し、核兵器のない世界を達成するための努力を強化しなければならない」と述べた。同様の共同声明はNPT再検討会議準備委員会および国連総会で、賛同国を増加しつつ引き続き発出され、2015年NPT再検討会議では、159カ国が賛同する共同声明が発出された。

もう1つの具体的な進展は、「核兵器の人道的影響に関する国際会議」の開催であり、会議の目的は、核兵器の爆発の人道的影響について、事実に基づく見解を提示し、十分な情報に基づいた議論を促進することであった。2013年3月にオスロで開催された第1回会議には127カ国、国連、赤十字国際委員会、NGOなどが参加した。2014年2月にメキシコのナジャリットで開催された第2回会議には146カ国が参加し、同年12月にウィーンで開

催された第3回会議には、米国と英国を含む158カ国が参加した。3つの会議における議論により、核兵器使用の即時の人的影響のみならず、長期的な影響の重大性が指摘されるとともに、環境や気候に与える大きな影響、さらに社会の経済的基盤や開発への悪影響など甚大かつ広大な影響が生じる可能性が議論され、またいかなる国家も国際機関も核爆発に十分対応することは不可能であると結論されている。

1.2 核軍縮の停滞

2009年のプラハ演説において、オバマ大統領は核兵器のない世界を追求するという大胆な提案を行い、ロシアとの関係をリセットし、2010年にロシアとの間で、新戦略兵器削減（新START）条約を締結し、米口の戦略核弾頭を7年間でそれぞれ1550にまで削減することを約束した。この条約は米口両国により順調に履行されている。オバマ大統領は2013年6月のベルリン演説において、ロシアに対してさらに両国の戦略核弾頭を3分の1削減することを提案したが、ロシアは応じなかった。その後2014年にはロシアによるクリミア侵攻とその後の占領が実施されたため、米口関係は一層険悪なものとなり、戦略兵器の一層の削減は不可能になっている。

さらにこの時期において、1986年に署名された中距離核戦力（INF）条約の規定にロシアが違反しているという主張が米国側から提起され、問題解決のため条約により設置された特別検証委員会もまったく機能しない状況となっている。このように米口の2国間核軍縮交渉も新START条約の発効以降、完全に停滞した状況になっている。

他方、多国間核軍縮交渉に関しては、1996年に署名された包括的核実験禁止条約（CTBT）は署名から20年以上が経過しているが、まだ発効しておらず、その可能性はきわめて低い状況が続いている。条約発効のためには、米国と中国、南アジアのインドとパキスタン、中東のイスラエル、エジプト、イラン、そして北朝鮮の批准が必要である。もう1つの多国間核軍縮交渉の課題は、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）であり、CTBTの署名の後引き続いて交渉が開始されることが期待されていたが、いまだに交渉は開始されていない。交渉フォーラムは唯一の多国間核軍縮交渉機関とされている軍縮会議（CD）であると一般に考えられている。65カ国から構成されるCDの活動はすべてコンセンサスにより決定されることになっており、パキスタンを含むいくつかの国が交渉の開始に反対しており、交渉開始の目途さえ立っていない。

核軍縮の停滞という上述の諸問題が中心的な理由であるが、さらにそれに拍車をかけたのが、核兵器保有国による核兵器の増強と近代化の推進である。トランプ大統領は核軍備競争に勝つと発言し、核軍備の増強を目指すとしており、プーチン大統領も核兵器使用のケースを拡大し、核兵器の増強の計画を示している。このようにして、核軍縮の停滞に関する非核兵器国の不満が最高潮に達したように考えられる。

1.3 国際NGOによるキャンペーン

まず核兵器廃絶国際キャンペーン(International Campaign to Abolish Nuclear Weapons=ICAN)

は、核兵器のない世界に向けて努力する NGO の世界的な連合体であり、すべての政府に対して、核兵器を完全に禁止する条約の交渉を開始することを要求し、その目的および内容につき以下のように述べている³。

核兵器禁止条約の交渉は、核兵器保有国の参加なくしても禁止にコミットした諸国により行われるべきである。核兵器の禁止は、非核兵器地帯が地域的に行ったことを世界的に行うものである。核兵器の禁止はその廃棄に先行するものであり、廃棄を促すものである。核兵器禁止の要請は核兵器に関するルールを変更するものであり、核兵器の保有がある国にとって正当であるという概念に強力で挑戦するものである。

非核兵器国は交渉プロセスを開始し、核兵器国の参加がなくても最終条約案を採択できる。禁止条約は NPT を補完し強化するものであり、NPT の基本的規定の履行に向けてのステップである。核兵器に悪の烙印を押すことの実践的な利益は、核兵器の使用および保有に対する世界的なタブーを強化することである。核兵器の禁止はすべての人々の安全保障を促進するであろう。

次に、アーティクル 36 (Article 36) とリーチング・クリティカル・ウィル (Reaching Critical Will) は、核兵器禁止条約の原則および要素として、条約は核兵器の使用、開発、生産、貯蔵、移譲、受領、配備および融資を禁止する国際法文書であり、核兵器の使用や実験の被害者の権利を確保するための国家の責任を承認するものであり、合意された時間的枠組みの中で核兵器を廃絶するための枠組みを提供するものとなるであろうと述べ、どのように達成すべきかについて、核軍縮の交渉に向けて前進するのはすべての国家の責任であり、核兵器禁止条約は、核兵器保有国の参加なくしても交渉し採択することができ、そのような条約は核兵器保有国に敵対するものでなく、核兵器に悪の烙印を押す拒否することはすべての軍縮努力を支持するものと見なされるべきであり、核兵器の禁止は核兵器によるリスクに対応する現実的方法であり、そのような条約を交渉するフォーラムとプロセスは柔軟に行うべきであると主張する⁴。

2 核兵器禁止条約の交渉過程

2.1 2016 年核軍縮公開作業部会

2015 年の国連総会は「多国間核軍縮を前進させる」と題する決議 70/33 を採択し、核兵器のない世界を達成し維持するために締結される必要がある具体的で効果的な法的措置、法的規定および規範に実質的に取り組む公開作業部会を開催することを決定した。この会合は 2016 年 2 月、5 月、8 月に開催され、そこでは核兵器禁止条約に関連して以下の 4 つの提案が議論された。

第 1 に、アフリカ 54 カ国、ASEAN10 カ国、ラテンアメリカ 33 カ国、アジア太平洋および欧州諸国を含む大多数の国家は、2017 年に総会において核兵器を禁止する法的拘束力ある文書の交渉を開始することへの支持を表明した。そこに含まれ得る措置として、(a) 核兵器の取得、所有、貯蔵、開発、実験、生産の禁止、(b) 核兵器使用への参加の禁止、(c)

核兵器配備の許可の禁止、(d) 核兵器活動への融資の禁止、(e) 禁止活動への援助の禁止、(f) 核の犠牲者の権利と援助提供の約束が列挙され、この文書は核廃絶への中間的で部分的措置であり、廃棄を含まず、検証可能な廃棄は将来の交渉事項とされ、またこれは核兵器に対し漸進的に悪の烙印を押すのに貢献すると主張された⁵。

第2に、多くの国家は、包括的な核兵器禁止条約（Nuclear Weapons Convention）を支持したが、これは時間的制限のある不可逆的で検証可能な核廃絶のための全般的な義務、禁止および実際的取決めを定めるものである。それは特定の時間的枠組み内で核兵器の完全な廃棄のための段階的なプログラムを含む条約を交渉し締結するプロセスを考えている。核兵器国の参加なしに核兵器の検証可能な廃棄を交渉することは技術的に困難だと考えられており、核兵器保有国の参加により効果的であると考えられている。

第3に、いくらの国は、枠組み協定を主張したが、それは核軍縮過程のさまざまな側面を漸進的に取り扱う相互に強化しあう文書のセット、あるいは核兵器の廃棄を定める基本文書に合意しその後核兵器のない世界へと導く補助協定あるいは議定書などが引き続き作成されるものである。それは必ずしも核兵器廃絶達成のための特別の時間的枠組みを含むものではないが、最初の措置としては、核兵器の使用または使用の威嚇の禁止が考えられている。

第4に、米国の核の傘の下にある24カ国は、漸進的アプローチへの支持を表明しており、それは、現存の世界的制度、特にNPTの重要性に焦点を当て、さまざまな措置からなる並行した同時にとられる効果的措置からなるブロック積上げのため核兵器国と非核兵器国が協力し、核兵器の数が大幅に削減される「最小地点」に達したら検証制度が構築され、核兵器のない世界を達成し維持するために必要な追加的法的措置がとられるものである。このアプローチを主張する諸国は効果的な法的措置として、CTBTの早期発効、FMCTの交渉、新START条約に続く交渉開始、核テロ条約への普遍的支持の獲得、改正核物質防護条約の完全履行の促進、国連安保理決議1540の履行支援、非核兵器地帯の強化、IAEA保障措置の支持と強化を列挙している⁶。

この作業部会は最終日の8月19日に報告書を採用し、その結論および合意された勧告において、「作業部会は、核兵器の廃絶に導くような、核兵器を禁止する法的拘束力ある文書を交渉するために、国連総会がすべての国家に開かれた会議を2017年に開催することを、広範な支持を得て勧告した」と述べている。

この作業部会の勧告を受けた形で、国連総会が2016年12月23日に賛成113、反対35、棄権13で採択した決議71/258の基本的内容は、以下の通りである。

8. 核兵器の全廃に導くような、核兵器を禁止する法的拘束力ある文書を交渉するための国連会議を2017年に開催することを決定する。

10. 会議は、国際機関および市民社会の参加と貢献を伴い、2017年3月27日から31日および6月15日から7月7日に、会議で別段の合意がなされない限り総会の手続き規則の下で、ニューヨークにおいて開催することを決定する。

12. 会議に参加する諸国に対し、核兵器の全廃に導くような、核兵器を禁止する法

的拘束力ある文書をできるだけ早く締結するための最善の努力をなすよう要請する。

2.2 核兵器禁止条約交渉会議

この国連総会決議に従って、核兵器禁止条約の交渉の第1会期は3月27日から31日に開かれた。交渉の初日に米国、英国、フランスその他の条約反対国の代表は、総会会議場の外で反対の意思を表明し、米国のヘイリー国連大使は、「今は核兵器を非合法化する正しい時期ではない。核兵器のない世界を私も求めているが、我々は現実的でなければならぬ。北朝鮮が核兵器を禁止すると考える人がいるだろうか」と述べ、リクロフト英国大使は、「これらの交渉は世界的核廃絶の効果的な前進へと導くものではないので、交渉には参加しない」と述べた⁷。

また日本の高見沢大使は、会議で演説し、「禁止条約は、核兵器を1つも実際に削減しないならば、重要性はほとんどないし、核兵器国の参加なしにそのような条約を作成する努力は、核兵器国と非核兵器国の間のみならず非核兵器国の間の分裂を深めるだけであり、国際社会を一層分裂させるものであり、そのような条約は仮りに合意されても、北朝鮮による脅威のような真の安全保障上の問題の解決へと導くものではないと考え、このような現状に鑑み、日本はこの会議に建設的にかつ誠実に参加することは困難であると言わなければならない」と述べ、交渉への参加を拒否するという態度を表明した⁸。

第1会期は、条約の内容を巡って参加国がさまざまな見解を表明する機会を提供するので、主として条約前文に含まれるべき原則と目標、条約で禁止すべき基本的義務に関する議論が活発に行われ、NGOにも発言の機会が与えられた。さらに条約の制度的取決めや条約の最終条項に関する各国の意見が表明された。これらの議論を基礎として、議長による第1草案⁹が、2017年5月22日に提出された。この第1草案は、「核兵器の禁止に関する条約案 (Draft Convention on the Prohibition of Nuclear Weapons)」として提出され、前文14項および本文21条から構成されるものであった。第1条の「一般的義務」においては、核兵器の開発、生産、製造、その他の取得、所有、貯蔵がまず禁止され、さらに核兵器の移譲と受領、核兵器の使用、核兵器の実験的爆発、禁止された活動の援助、自国領域内における核兵器の配備と爆発的実験が禁止された。

交渉会議の第2会期は6月15日に開始され、議長は6月27日に改訂版「核兵器の禁止に関する条約案 (Draft Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons)¹⁰」を提出した。条約のタイトルが Convention から Treaty に変更され、前文も24項になり大幅に増加されたが、本文は21条のままである。また「基本的義務」に関する第1条は第1案と同様である。さらに議長は7月3日に第3案¹¹を提示したが、前文は第2案と同様であるが、第1条のタイトルは「禁止」となり、そこでは「核兵器の爆発的実験」に代わって「核兵器の実験」が禁止され、さらに「核兵器の使用の威嚇」も禁止されるようになった。さらに若干修正された条約草案¹²が7月6日に提示され、7月7日に条約¹³は、賛成122、反対1(オランダ)、棄権1(シンガポール)の圧倒的多数で採択された。

条約が国連会議で採択された日に、米国、英国およびフランスは共同声明を発表し、「フ

ランス、英国および米国は核兵器禁止条約の交渉に参加しなかった。我々はこれを署名し、批准し、さらに締約国になることを意図していない。したがって、核兵器に関する我々の法的義務には変化はない。このイニシアティブは国際安全保障環境を明らかに無視している。禁止条約への加入は、70年以上にわたって欧州および北アジアで平和を維持するのに不可欠であった核抑止政策と両立しない¹⁴」と述べ、条約への厳しい反対の態度を表明している。

3 核兵器禁止条約の内容

核兵器禁止条約は、前文 24 項、基本的義務として第 1 条から第 4 条で、禁止、申告、保障措置、核兵器廃絶が規定され、次に条約実施に関して第 5 条から第 12 条において、国内的履行、被害者援助、国際協力、締約国会議、費用、改正、紛争解決、普遍性が規定され、最終条項として第 13 条から第 20 条において、署名、批准、発効、留保、期間と脱退、他の協定との関係、寄託者、正文が規定されている。

3.1 前文

条約の前文はそれ自体法的拘束力を有するものではないが、条約の目的や条約作成の背景を示すもので、本文の解釈を支える重要な要素である。最初の議長提案では 14 項目であったが、その後多くの国からのさまざまな要求があり、最終的には 24 項目が含まれている。

前文の第 1 の特徴は、本条約が人道的なアプローチを採用しており、人道的な観点から条約交渉過程を推進している点である。すなわち第 2 項は、「核兵器の使用から生じるであろう壊滅的な人道的結果」を深く懸念し、「核兵器が決して使用されない唯一の保証としての核兵器の完全な廃絶の必要性」を認識している。第 3 項は、「核兵器の継続する存在によるリスク」を想起し、これらは「すべての人類の安全保障に関するリスクである」ことを強調している。第 6 項は、核兵器使用の犠牲者としてヒバクシャが明記され、その苦しみに留意している。

第 2 の特徴は、核兵器の法的禁止に関するもので、第 8 項で、国際法の遵守を強調し、第 9 項で国際人道法の原則と規則を基礎とすることを明示し、第 10 項では、「核兵器のいかなる使用も国際法に違反するであろう」と考え、第 11 項は、「核兵器の使用は人道の原則に反する」ことを再確認するとともに、第 12 項では、「国連憲章に従い、国家は武力の威嚇または使用を慎まなければならない」ことを想起している。

第 3 の特徴は、本条約の交渉推進の大きな 1 つの要因として、第 14 項は「核軍縮のローベース、軍事・安全保障政策における核兵器への継続的な依存、核兵器の生産、維持、近代化のための計画への経済的・人的資源の浪費」への懸念を表明している。ここでは NPT 第 6 条で約束している核軍縮がほとんど進展していないことに加えて、最近核兵器を増強し近代化していることに対する、異議申し立てという大きな課題が強調されている。

3. 2 条約における禁止

条約の基本的義務を規定する第1条「禁止」においては、条約で禁止される核兵器¹⁵に関する以下のような活動が列挙されている。

- (a) 核兵器の開発、実験、生産、製造、その他の取得、所有、貯蔵
- (b) 核兵器の移譲
- (c) 核兵器の受領
- (d) 核兵器の使用または使用の威嚇
- (e) 禁止行動の援助、奨励、勧誘
- (f) 禁止行動の援助の要求と受領
- (g) 領域内への核兵器の配備の許可

この規定は最初の議長提案が基本的にはほぼ維持され、若干の変更があっただけである。さまざまな議論の後に第3案で「実験」の禁止と変更されたところは、当初は「核兵器の実験的爆発」の禁止となっており、CTBTと同じ書きぶりであった。CTBTとの整合性および検証の可能性の点から修正に反対する諸国もあったが、最終的には「核兵器の実験」が禁止されたため、爆発以外の未臨界実験やコンピューター・シミュレーションが含まれるという解釈も可能になった。もう1つは、最後の段階で「核兵器の使用の威嚇」が含まれたことである。これも国連憲章第2条4項においてすでに「武力行使の威嚇」が禁止されているため、条約に明記する必要はないとの見解もあったが、特に核抑止論への反対意思の表明として、核兵器に悪の烙印を押すために必要であるとの考えから、条約に含まれた。

その他の強い要求として、「通過」の禁止を含めるべきという主張があったが、若干の国がその禁止が物理的に可能かどうか、それをどう強制できるのかという観点から反対したため、条約には入れられなかった。また「融資」の禁止も含むべきだという主張もあったが、定義が不明確であること、実効性の担保が難しいことなどから条約には含まれなかった。

核兵器禁止条約とよく似た規定をもつNPTの場合は、核兵器国による核兵器の移譲および非核兵器国による核兵器の受領が禁止の中心であり、さらに非核兵器国は、核兵器を製造せずその他の方法で取得しないことを義務づけられている。また非核兵器地帯の概念は、NPTの義務にさらに配備の禁止を含むものであり、この条約にはこれらはすべて含まれており、NPTおよび非核兵器地帯条約を強化するものとなっている。

またこの条約の基本的義務のもう1つの柱は、核兵器の使用および使用の威嚇の禁止である。本条約の基本的義務は当初から核兵器の「保有および使用の禁止」であった。NPTは使用には言及しておらず、非核兵器国に対する使用に関しても規定はないが、非核兵器地帯の場合は、締約国である非核兵器地帯構成国への使用または使用の威嚇は議定書で禁止されている。

さらに、条約で禁止されている活動を援助し、奨励し、勧誘することが禁止され、また条約で禁止されている活動に関して援助を要求したり、受領することが禁止されているので、条約の解釈によっては、たとえば拡大核抑止に関する同盟国の活動が制限を受けたり、

核兵器関連の融資なども禁止されているとかなり広く柔軟に解釈される場合も生じてくるように思われる。

3.3 申告および核兵器全廃に向けた措置

この条約の当初の基本的な目的は核兵器の所有と使用を禁止することであったが、その後の交渉過程で、核廃絶へと導く措置を条約に規定すべきだとする主張が大きくなり、核兵器国などを条約に参加させるため、第2条（申告）において、締約国を3つのカテゴリーに分け、(a) 核兵器を保有したが、条約発効前に廃棄したかどうか、(b) 核兵器を保有しているかどうか、(c) 他国が保有している核兵器が領域内に存在するかどうか、を申告させるものとなっている。

また第4条（核兵器の全廃に向けて）では、特に核兵器を保有しまたは配備させている国家を条約に参加させる手続きが規定されており、まず核兵器を保有していたが条約発効前に廃棄した締約国は、核兵器の不可逆的廃棄を検証するための権限ある国際機関と協力すべきであり、核兵器を保有する締約国は、核兵器を即時に実戦配備からはずし、できるだけ早く、第1回締約国会議で決定されるデッドラインまでにそれらを廃棄すべきであり、他国が保有する核兵器を領域内にもつ締約国は、第1回締約国会議で決定されるデッドラインまでに核兵器の早期の移動を確保すべきである、となっている。

当初は、核兵器保有国は核兵器を廃棄して条約に加入するか、あるいは条約に加入してから廃棄するかという方法が議論されていたが、条約では上述の3つのカテゴリーにつき規定された。しかし、ここでは、日本などのように核兵器国の核兵器を配備させていないが、核兵器国の核の傘の下にある諸国が条約に加入する方法については規定されていない。核兵器保有国や他国の核兵器を配備させている国が条約に参加する可能性と比較するならば、これらの国による加入の方が容易であり、推進すべきだと考えられるが、条約にはまったく規定されていない状況となっている。

なお第3条（保障措置）は、締約国が現行の保障措置を維持するとともに、強化された保障措置に移行することを妨げないと規定されている。これに関しては、多くの国がIAEAの定める追加議定書を基準とすべきであると主張したが、若干の国がその提案に強硬に反対したため、現行の状態を維持しつつより強化された保障措置への移行の可能性を残すものとなった。

3.4 条約の履行と被害者援助

第5条（国内的履行）は、条約義務の履行のための必要な措置を採択すべきこと、そこでは、禁止された活動を防止し抑圧するために必要な法的、行政的その他の措置をとるべきことが規定されている。

本条約の1つの大きな特徴は、核兵器の使用や核実験の犠牲者に対する援助および環境改善に関する義務などが重視され、詳細に規定されていることである。これは核兵器に関する活動の禁止といった第1条の義務が「消極的義務」であるのに対し、条約推進国が「積

極的義務」と呼んでいるものである。まず第6条（被害者援助と環境改善）では、締約国は、核使用または核実験の被害者で管轄権内にある個人に対し、十分な援助を提供すべきこと、次に、核使用または核実験に関する活動により汚染された管轄権の下にある地域に関し、環境改善措置をとることを義務づけている。この条項は国内的な措置を規定している。

第7条（国際協力および援助）では、国際的な協力および援助を定めており、そうする地位にある締約国は、影響を受けた締約国に技術的、物質的および財政的援助を提供すべきこと、核使用または核実験の犠牲者のための援助を提供すべきこと、それらの援助は国連をはじめ、赤十字国際委員会などさまざまなルートで実施されることが規定されている。核兵器を使用または核実験を実施した締約国は、影響を受けた締約国に十分な援助を提供する義務があるという条項は、さまざまな議論があったが、最終的に挿入された。

3.5 条約の組織化と最終条項

第8条（締約国会議）では、条約の適用と履行に関する問題を審議し決定するために、条約発効後1年以内に第1回締約国会議を開催すること、その後は2年おきに会議を開催することを定め、さらに必要な場合には特別会合を開催すること、条約再検討会議を条約発効5年後に、その後は6年おきに開催すること、これらの会議には非締約国も招待されるべきことが規定されている。審議し決定する事項として、特に（a）条約の履行と地位、（b）核兵器計画の検証され、時間的枠組みのある不可逆的な廃棄のための措置が規定されている。

第9条（費用）では、費用は適切に調整された国連分担率に従うと規定され、第10条（改正）では、条約の改正につき、いかなる国も改正の提案を行うことができ、締約国の過半数が賛成する場合には締約国会議または再検討会議で審議し、3分の2以上の多数決により改正が合意され、改定批准書を寄託した締約国について効力を有すると規定する。

第11条（紛争解決）では、条約の解釈または適用に関する紛争は、国連憲章第33条に従って交渉その他の平和的手段をとるべきこと、締約国会議が紛争解決に貢献しうることが規定され、第12条（普遍性）では、各締約国は、条約への普遍的支持を目標として、締約国でない国に対して署名、批准を奨励すべきことが規定されている。

条約の発効手続きに関しては、第13条（署名）で、この条約は2017年9月20日から署名のために、ニューヨークの国連本部で開放されると規定され、第14条（批准、受諾、承認または加入）では、条約は批准されなければならないこと、および加入のため開放されるべきことが規定され、第15条（効力発生）で、この条約は50番目の批准書が寄託された後、90日で効力を発生すると規定されている。当初の議長案では40番目の批准書の寄託となっていたが、最終的には50カ国の批准が条件となった。

第16条（留保）では、本条約には留保を付すことができないと規定され、留保は禁止されている。第17条（期間と脱退）では、条約は無期限であること、一定の場合に締約国は条約から脱退する権利を有すること、脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した後12カ月で

効力を生じると規定された。脱退の条件として、NPT などと同様に、「この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には」と規定されているため、核兵器の禁止に関する本条約の場合は脱退を認めるべきではないと主張する国もあり、さまざま議論されたが、そのまま条約本文となった。なお当初の議長提案では通告の受理から3カ月で効力を生じるとなっていたが、それは12カ月に変更された。

第18条（他の協定との関係）では、この条約の履行は、現存の国際協定に関して締約国が引き受けた義務は、それがこの条約と一致する場合には、害するものではないと規定する。当初の議長案では、「この条約は、核兵器の不拡散に関する条約に基づく締約国の権利および義務に影響を与えるものではない」と、NPT を特定して規定していたため、それに反対するさまざまな議論があり、最終的にはNPT に言及しない形となった。第19条（寄託者）で、国連事務総長がこの条約の寄託者として指名され、第20条（正文）で、この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語をひとしく正文とすると規定されている。

4 核兵器禁止条約への反対論

4.1 条約反対への具体的主張

この条約には核兵器保有国をはじめ、核の傘の下にある国々も反対しており、条約支持国との間に大きな対立が生じている。まず米国、ロシア、英国、フランス、中国の5核兵器国はその共同声明において以下のように反対している¹⁶。

核兵器5カ国（P5）は、世界の戦略的な文脈を無視した核軍縮へのアプローチを追求する努力に深い懸念を表明する。そのような努力は、NPT 体制を数十年にわたって強化するのに有益であり国際の平和と安全保障へのNPT の貢献を促進してきたコンセンサスに基づくアプローチを危うくするものであり、将来のNPT 再検討会議でのコンセンサスの展望に否定的な影響を与えるであろう。P5は、国際社会のすべてのメンバーに対し、すべての国を含む包括的なもので、核兵器およびその他の大量破壊兵器のない世界へと導く実地的な措置に焦点を当てた、核軍縮、国際安全保障および安定性問題に関する公開で建設的な対話に取り組むよう繰り返し要請する。

また2016年の国連総会において、米国は反対の理由として以下の4点を挙げている¹⁷。

- ①核兵器禁止条約は、核兵器を保有する国家を含まないので、一層の削減に導くものではない。
- ②核兵器禁止条約は現存の不拡散・軍縮レジームを弱体化させるものであり、国家間に大きな分裂を生み出し、核軍縮に関する政治的環境を分極化させ、コンセンサスを達成するという将来の展望を制限する危険がある。
- ③検証制度は軍縮および不拡散協定の成功のための基本的な要素の1つであるが、核兵器禁止条約はそれを含んでいない。
- ④核兵器禁止条約は地域的安全保障を損なうものであり、根底にある安全保障の懸念に取り組むことなく現在の安全保障取決めを拒否するよう求めるのは非現実的である。

米国による最も直接的で強硬な反対は2016年10月17日にNATO諸国に送られたノンペーパー(non Paper)¹⁸であり、それは、核兵器の即時の禁止を交渉し、核抑止を非正当化する努力は、NATOの基本的な抑止政策および我々が共有する安全保障の利益と基本的に対立するものであると考えるので、国連第1委員会における核兵器禁止条約交渉開始に関する決議に反対票を投じるよう強く奨励するものである。特に核軍縮公開作業部会の報告書で言及されている要素のうち9項目は、NATOおよびアジア太平洋の拡大抑止の約束に対応する米国の能力、および米国その他の核兵器国との共同防衛作戦に取り組む同盟国とパートナーの能力に直接の影響を与えうるものである、と鋭く批判している。

米英仏の3国は、「核兵器禁止条約は、コンセンサスを不可能にすることにより、NPT再検討プロセスを傷つけるものとなり、より安全でない世界を作り出すであろう。この提案されている禁止は必要な安全保障の要件を考慮しておらず、これは核兵器を撤廃するものではないだろう。それはコンセンサスに基づくアプローチに反するものであり、これは核兵器のない世界を追求することを約束しているNPT締約国の間の対立を深めるであろう。我々は、ステップ・バイ・ステップ・アプローチが軍縮および国際安全保障の維持の必要性を結合させる唯一の方法であると考えている。…核兵器の禁止は、それ自体では国際安全保障を改善しないし、核兵器国間の信頼と透明性を強化しないし、核軍縮の検証から生じる重要な技術的および手続き的な難問題に対応できるものではない¹⁹」と述べている。

同様にロシアも、「第1にこの種の性急なイニシアティブは、核軍縮の領域における現存の多国間イニシアティブのメカニズムを損ない侵食するものであり、NPTを損なうものである。第2に、禁止に関する協定の性急な採択は、2010年NPT再検討会議のコンセンサスに基づく行動計画の規定と一致しない。コンセンサスに基づく行動計画の規定の改正には全面的に反対である。第3に、純粋に実際の立場から見て、核兵器を禁止するイニシアティブはまったく疑わしいものに思われる。核兵器国の参加なしには会議は実際的な目的をすべて失うであろう²⁰」と批判している。

NATOの非核兵器国および日本、韓国、豪州を含む26カ国は、核廃絶については関連する政治、安全保障、人道的な考慮に対応することが重要であり、核軍縮は、地域的および世界的安全保障への考慮なしには達成されないのであって、核兵器禁止条約は、核兵器を開発しないことをNPTによりすでに約束している非核兵器国のみに関わるもので、すでに存在する義務を反映するものであり、混乱とあいまいさを作り出すものであり、義務が履行されていることを確保するメカニズムも備えていない、と非難している²¹。

4.2 条約反対論の分析

上述の核兵器禁止条約への反対論の中心にあるのは、核兵器廃絶に向けて最も好ましいとそれぞれが主張しているアプローチあるいはプロセスの違いである。これまでの伝統的な核廃絶へのプロセスは、核兵器国が主として主張するステップ・バイ・ステップ・アプローチであり、核の傘の下にある非核兵器国が主張するブロック積上げの漸進的アプローチであった。この2つのアプローチに共通するのは、核廃絶に向けてのプロセスは核兵器

国を含むものでなければならず、決定はコンセンサスによらなければならないというものであり、さらに実際的に可能な措置から徐々に進めるべきであり、核軍縮措置は検証を伴わなければならないというものであった。

これに対して今回主張されている核兵器禁止条約によるアプローチは、核兵器国の参加を必ずしも必要としないこと、決定はコンセンサス方式を採用しないこと、条約は核兵器の禁止を定めるもので、核兵器の廃棄や検証は後の段階で検討すべきことという基本的原則に基づいて推進されている。これらの諸原則は伝統的な核軍縮交渉とは大きく異なるものであり、これらの側面からの反対論は基本的な原則の対立であり、調和可能なものではない。

特に、核兵器国および核の傘の下にある非核兵器国が主張するアプローチは、過去数年以上にわたり何らの成果も生み出していないものであり、その点からしても十分な説得力をもつものとは考えられないし、核兵器禁止条約推進国は核軍縮にまったく進展が見られないという側面から新たなアプローチを提案していると考えられる。

第2に、上述のアプローチの違いに基づく反対論と共通するのは、核兵器禁止条約は安全保障の側面をまったく考慮していないという批判である。核兵器国の基本的な立場は安全保障が確立されて初めて核兵器の廃絶は可能であるというものであり、核同盟の非核兵器国は人道的側面と安全保障の側面の両者を考慮すべきであるというものである。そしてこれらの国は自国の安全保障の中心的部分を核兵器に依存している諸国である。

これに対して核兵器禁止条約を推進している諸国は、核兵器の非人道性を基本的理由として核兵器の廃絶を推進しようとしており、それは自国の安全保障を核兵器に依存していないという事実を基礎に、核兵器は各国のあるいは国際的な安全保障を強化するものではなく、逆に安全保障を一層危険にさらすものであると理解しているからである。核兵器が使用されれば、紛争の当事国のみならず世界のすべて国がその影響を受けるであろうし、人類全体の安全保障が損なわれると考えている。

第3の反対論の論点は、核兵器禁止条約は既存の核軍縮・不拡散体制であるNPT体制を弱体化するのではないかというものである。NPTにはインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮を除く191カ国が締約国となっており、国際社会における核兵器に関する基本的ルールを定めるものとなっており、きわめて重要な条約である。NPTは5核兵器国には核兵器の保有を認め、他のすべての国の核兵器取得を禁止するもので、差別的な性質を有するものであるが、核不拡散体制の基本的条約として、また第6条の核軍縮交渉義務を含む条約として重要であると一般に考えられ、支持されている。

核兵器禁止条約の議論が開始されたころには、以下のような懸念が表明されていた。特に急進的な核兵器禁止条約推進諸国は、その条約が採択されるとそれに加入することにより、NPT上の義務とほぼ同様の義務を引き受けることになるので、多くの国がNPTから集団的に脱退するのではないかということが危惧された。多くの非核兵器国がNPTから脱退すれば、NPTの存在意義自体に疑問が呈されるようになるだろうし、核不拡散の義務が弱体化する可能性がある。

しかし核兵器禁止条約を推進する諸国は、NPTが現在の核軍縮・不拡散の基盤であることをしばしば強調し、核兵器禁止条約がNPTと対立し矛盾するものではなく、それはNPTに基づきNPTを補完し実施するものであると主張し、特にNPT第6条の核軍縮の義務の履行に当たるものであると主張した。これは2016年および2017年の国連総会や国連会議の場においても、2017年のNPT再検討会議準備委員会の場においても常に行われたことであり、現在ではこのような批判自体が消滅しており、この点からの危惧はほぼなくなったものと考えられる。

国際法的観点から考察するならば、各国は自国が参加している条約の義務に拘束されるのであるから、NPTの締約国はその義務を誠実に履行することが必要であるし、核兵器禁止条約の締約国はその義務を誠実に履行することが必要である。両方の条約に加入している国は両条約の義務に拘束されるが、両条約の義務が対立するとか矛盾するという点は存在しないので、それぞれの条約義務の誠実な履行が核軍縮を促進するためにも必要である。NPTの締約国は、NPTの弱体化を防止し、さらに強化させる方向で努力することが必要となっている。

第4の論点は、核兵器禁止条約が交渉され、122カ国の賛成を得て採択される状況となり、支持国と反対国との対立が激しくなっていることへの危惧である。この問題は今後とも継続するであろうし、うまく対応しないと、さらに激化する可能性もある。反対国のように、両グループの対立が激化するので核兵器禁止条約は好ましくないという対応方法はあまりに一方的で問題の解決に資するものではない。条約がすでに存在している現状においては、それを前提として新たな対立緩和方法が模索されるべきであろう。

5 核兵器禁止条約の意義

この条約は、核兵器を1つも削減するものではなく、核兵器国も参加しないだろうから、現実の核兵器の削減や廃棄を進展させるものではない。またこの条約は北朝鮮の核問題の解決に直接役立つものではない。それらの観点から、核兵器国や核の傘の下にある非核兵器国は、この条約は実効性をもたないと非難している。この条約は核兵器を保有していない諸国により作成されたものであり、その目的は具体的な核削減といったものではなく、長期的な観点から核兵器に悪の烙印を押し、非正当化し、核廃絶を推進しようとするものである²²。

この条約の第1の意義は、核軍縮への人道的アプローチを採用することにより、これまでの核軍縮の議論の枠組みを大きく変更させたことである。これまで核軍縮の議論は、国家の軍事的な安全保障という側面に焦点を当てて議論されてきており、それは、核兵器は国家の軍事的な安全保障にとって有益であるという前提の中で議論されてきた。

それに対して、この条約の理論的枠組みの中心は、国家の安全保障ではなく、人類全体の安全保障の確保であり、また軍事的安全保障ではなく、気候や環境の安全保障、経済的社会的な安全保障、人間の安全保障といった人類の生存全体に対する脅威という観点を強

調するものとなっている。

核兵器の人的影響に関する3回にわたる国際会議で、これらの諸問題が科学的に明らかにされ、核爆発の影響は国境を超えるもので、いかなる国家も国際機関も核爆発の影響に十分対応する能力を有していないことが確認された。現在の国際社会においては、意図的な核兵器の使用の可能性は低いとしても、意図しない使用、たとえば事故や操作ミスによる使用の可能性が危惧されるとともに、サイバー攻撃による核爆発などのリスク、さらにテロリストによる核兵器の奪取と使用のリスクなどがきわめて大きくなっている。

このような現状において、核兵器が使用されないことが人類の生存そのものの利益であり、それを確保するためには、核兵器を廃絶しなければならないという基本的なメッセージが今回の条約の中心となっている。

核廃絶への人的アプローチのみで核廃絶が可能かどうか、また安全保障の側面を無視して核軍縮が可能であるかは明らかではないが、今回の核兵器禁止条約の採択は、従来の国家の軍事的な安全保障からのアプローチでは限界があること、人的アプローチが有効なものであること、安全保障も従来の狭義の安全保障、すなわち国家の軍事的な安全保障ではなく、主体も客体も拡大された広義の安全保障、すなわちすべての人類の生存そのものに関連する安全保障の観点から考えるべきであることを明確にするものである。

第2の意義は、核軍縮の停滞さらには安全保障政策における核兵器の役割の増強および核兵器の近代化計画の推進など、現在の核兵器を巡る状況が核軍縮と反対の方向へ進んでいることの指摘であり、現在実行されている方向は好ましくないという核兵器国および核の傘の下にある非核兵器国への異議申し立てという側面である。

彼らはNPTの下で、ステップ・バイ・ステップ方式であるいはブロック積上げ方式で実現可能な措置から順番に実施していくべきであると主張し、核兵器禁止条約を非難しているが、彼らの主張する核軍縮のアプローチは米ロ2国間では最近数年間、多国間核軍縮に関しては20年以上何らの成果も生み出していない。この条約は、反対諸国の核軍縮に対する実際の活動および取り組みに関して、NPT第6条の義務にもかかわらず、まったく成果がないことを指摘し、これらの諸国を非難しており、それは条約の成立の重要な側面となっている。

しかしこのことは核兵器禁止条約の採択によって以上の諸問題が解決されることを必ずしも意味するものではない。特に核兵器禁止条約の主要な目的は長期的なものであり、短期的な核削減や北朝鮮核問題の解決を導くものとは考えられない。核兵器禁止条約の成立により、それが核兵器国や核の傘の下にある非核兵器国に影響を与え、長期的観点からNPT第6条の核軍縮の交渉の義務が誠実に履行されることが期待される。

6 核兵器禁止条約の今後の課題

大きな課題の1つは、核兵器国および核の傘の下にある非核兵器国がこの条約に強烈に反対している現状であり、条約支持国と反対国との間の分裂および対立が発生しているこ

とであり、この分裂と対立をどのように緩和し、解消していくべきかという困難な問題である。条約支持国は、条約の署名を進め、早い時期に条約は発効すると予測される。したがって、条約締約国の間では、禁止条約の内容が実施されていくが、核兵器国や核依存国は条約に参加しないだろうから、彼らは禁止条約の義務に拘束されることはありえない。

国際法的には、各国は締結しているそれぞれの条約の義務に従う義務があるわけで、禁止条約に参加しても NPT 締約国である限り、その義務を遵守する義務が存在するので、法的にはそれほど大きな問題は発生しない。また禁止条約の義務の内容は、NPT の非核兵器国に対する義務とはほぼ同じであり、義務が矛盾するケースもほとんど考えられない。したがって各国は自国が参加する条約の義務を誠実に履行することが重要となる。

しかし政治的には、核兵器禁止条約締約国が NPT よりもその条約を重視するという事は起こるかもしれない。しかし、条約の支持国も反対国も両グループの分裂と対立を緩和し解消するために積極的に努力し、それぞれの条約義務を誠実に実施することが、この条約の意義を発揮させるためにも不可欠であると考えられる。特に、条約支持国は、NPT の価値を下げることになるような行動を決してとらないことが重要である。

第2の将来の課題は、禁止条約の支持国が今後どのようにして条約の目的を達成していくのかという問題である。通常の条約であれば、条約が発効することにより新たな義務が締約国に課され、それらの義務が実施されていくことにより、条約の目的が達成されていく。しかし、核兵器禁止条約の場合には、条約が発効しても、締約国が新たに引き受ける義務はほとんどなく、その意味での実効性はほとんど存在しない。条約の目的は長期的なものであり、核兵器に悪の烙印を押し、非正当化し、核兵器の存在価値を低下させ、あるいは消滅させることにより、核兵器の廃絶を進めようとするものである。

したがって、条約を支持し推進してきた諸国は、条約の採択と発効によりその任務が終了するのではなく、そこから新たな努力を開始する必要性が生じていることを深く認識して、今まで以上に核兵器の非正当化のために行動する必要がある。核兵器禁止条約に反対している諸国はあらゆる手段を用いて、核兵器禁止条約の存在意義を過小評価し、できれば無意味にするため努力をするであろうから、条約支持国が条約の採択や発効に満足して行動を停止するならば、条約の目的は達成されない状況となるだろう。

専門家の間で危惧されている1つの問題は、この条約は各国の世論に影響を与え、各国の核政策を変更させようとしているものである。欧米諸国や日本など民主主義国家では条約の効果が大きく表れる可能性があるだろうが、ロシアや中国など国家体制が民主的でない国家に対してはほとんど影響を与えることがないので、西側の民主主義国家にとって不利であるという非難が存在している²³。このような議論は、全体主義国家であることが有利であるとし、民主主義を否定するものである。非難すべきものであるが、実際に存在する議論であるので対応する必要がある。

核兵器禁止条約の支持国および支持する NGO は、条約の発効以降も一層の活動を推進すべきであり、民主主義国の国内世論のみならず、非民主主義国家の国内においても核兵器廃絶のための世論を喚起することなど、条約作成過程における努力以上のものを今後と

も継続的に実施していくことが、条約の長期的な目的を達成するためには不可欠であると考えられる。

注

- 1 Statement by Micheline Calmy-Rey, Head of the Federal Department of Foreign Affairs, Switzerland, 8th Review Conference of the States Parties to the Nuclear Non-Proliferation Treaty, General Debate, New York, 4 May 2010, <http://www.reachingcriticalwill.org/images/document/Disarmament-fora/npt/revcon2010/statements/3May_Switzerland.pdf>
- 2 First Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, “Joint Statement on the Humanitarian Dimension of Nuclear Disarmament,” 2 May 2012. <<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom12/statement/2May.IHI.pdf>>
- 3 The International Campaign to Abolish Nuclear Weapons (ICAN), *Ban Nuclear Weapons Now*, July 2013, <<http://www.icanw.org/wp-content/uploads/2012/08/BanNuclearWeaponsNow.pdf#>>
- 4 Ray Acheson, Thomas Nash, and Richard Moyes, *A Treaty Banning Nuclear Weapons*, Article 36 and Reaching Critical Will, May 2014. <<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Publications/a-treaty-banning-nuclear-weapons.pdf>>
- 5 この提案に沿った文書としては、“Nuclear Weapons and Security: A Humanitarian Perspective,” submitted by Austria, A/AC.286/WP.4, 22 February 2016. <<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/OEWG/2016/Documents/WP.4.pdf>>; “Proposals by the Community of Latin America and Caribbean States (CELAC) on effective legal measures to attain and maintain a world without nuclear weapons,” submitted by the Dominican Republic in its capacity of President pro tempore of CELAC, A/AC/286/WP.15, 12 April 2016. <<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/OEWG/2016/Documents/WP.15.pdf>>
- 6 この提案に沿った文書としては、“A Progressive Approach to a World without Nuclear Weapons: Revisiting the Building Blocks Paradigm,” submitted by 24 states under the nuclear umbrella of the U.S., A/AC.286/WP.9, 24 February 2016. <<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/OEWG/2016/Documents/WP.9.pdf>>
- 7 Somini Sengupta and Rick Gladstone, “United States and Allies Protest U.N. Talks to Ban Nuclear Weapons,” *New York Times*, March 27, 2017. <<https://nyti.ms/2nF0fUu>>
- 8 Statement by H.E. Mr. Nobushige Takamizawa, Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary, Permanent Representative of Japan to the Conference on Disarmament at the High-level Segment of the United Nations Conference, 27 March 2017, New York. <<http://www.statement.unmeetings.org/media2/14683256/japan.pdf>>
- 9 Draft Convention on the Prohibition of Nuclear Weapons, submitted by the President of the Conference, A/CONF.229/2017/CRP.1, 22 May 2017. <<http://www.s3.amazonaws.com/unoda-web/wp.content/uploads/2017/05/A-CONF.229-CRP.1.pdf>>
- 10 Draft Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, submitted by the President of the Conference, A/CONF.229/2017/CRP.1/Rev.1, 27 June 2017. <<http://www.s3.amazonaws.com/unoda-web/wp.content/uploads/2017/06/A-CONF.229-2017-CRP.1-Rev.1.pdf>>
- 11 Draft Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, submitted by the President of the Conference,

- A/CONF.229/2017/L.3, 3 July 2017. <<http://www.undocs.org/en/a/conf.229/2017/L.3>>
- 12 Draft Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, submitted by the President of the Conference, A/CONF.229/2017/L.3/Rev.1, 6 July 2017. <<http://www.undocs.org/en/a/conf.229/2017/L.3/Rev.1>>
- 13 Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, A/CONF.229/2017/8, 7 July 2017. <<http://www.undocs.org/A/CONF.229/2017/8>>
- 14 United States Mission to the United Nations, Joint Press Statement from the Permanent Representatives to the United Nations of the United States, United Kingdom, and France Following the Adoption of a Treaty Banning Nuclear Weapons, New York City, July 7, 2017. <<http://www.usun.state.gov/remarks/7892>>
- 15 条約本文においては「核兵器」に関するさまざまな活動とともに「その他の核爆発装置」に係る活動も禁止されているが、便宜上本稿の分析においては、後者を省略し前者に含まれる形で記述している。
- 16 U.S. Department of State, Joint Statement from the Nuclear-Weapon States at the 2016 Washington D.C. P5 Conference, September 15, 2016. <<http://2009-2017.state.gov/r/pa/prs/2016/09/261994.html>>
- 17 Statement by Ambassador Robert A. Wood, Delegation of the United States of America, 71st UNGA First Committee October 14, 2016. <http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com16/statements/14Oct_USA.pdf>
- 18 United States Non-Paper: “Defense Impacts of Potential United Nations General Assembly Nuclear Weapons Ban Treaty”, Note by the Secretary, 17 October 2016. <http://www.icanw/wp-content/uploads/2016/10/NATO_OCT2016.pdf>
- 19 France, United Kingdom & United States, Explanation of Vote, 27 October 2016. <http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com16/eov/27Oct_France-et-al.pdf>
- 20 Russia, Explanation of Vote, 27 October 2016. <http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com16/eov/27Oct_Russia.pdf>
- 21 General Statement, Germany on behalf of 26 states, 17 10 2016. <http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com16/statements/17Oct_Germany-et-al.pdf>
- 22 この条約の全般的な分析と評価を行っているムカツァノバも、「この条約の影響は長期的にのみ明らかになるであろう。この条約の目的は核兵器に悪の烙印を押し、国家がその軍事政策および外交政策の戦略において核兵器に依存することをもっと困難にすることである」と述べている。Gakhkar Mukhatzhanova, “The Nuclear Weapons Prohibition Treaty: Negotiations and Beyond,” *Arms Control Today*, Vol.47, No.7, September 2017, p.12.
- 23 George Perkovich, *The Nuclear Ban Treaty: What Would Follow?* Carnegie Endowment for International Peace, May 2017, p.10. <http://www.carnegieendowment.org/files/CP_309_Perkovich_Nuclear_Treaty_Final_wep.pdf>; Matthew Harries, “The Real Problem with a Nuclear Ban Treaty,” Carnegie Endowment for International Peace, March 15, 2017. <<http://www.carnegieendowment.org/2017/03/15/real-problem-with-nuclear-ban-treaty-pub-68286>>